

区長のてめ区会長は...
はしのに...
2050年 → 107万人 推定

平成24年4月5日(木)

第6回 延岡市公民館連絡協議会 理事会

申込者346組

2050年 → 107万人 推定

◎金婚者を寿ぐ会について 19員は4/20(金) 8=00に集合!

- 平成24年4月20日(金曜日) ガーデンベルズ延岡 受付9時~ 開会10時半
- 記念撮影は希望者のみ。にしなカメラが撮影し、後日郵送します。送料込3,000円

*しおり印刷(約500部)予定 4月19日(木) 担当:吉本、平野、吉田、飯沼

*前日の準備 4月19日(木曜日) 時~(ガーデンベルズに荷物搬入・会場準備など)

*車椅子7台を社会福祉協議会に受け取りに行くこと。

出席: 4/19 11:11さん 7台(荷物) 15:00 清島 吉田 15:00集合

*当日出席者(受付や会場案内など、各地区2名以上)

出席: _____

4/23 (A) 18:00~ 有春の門 反物会 節

10:15に...
15:30...
↓
15:30...
↑
10:00

『当日受付の注意』

佐伯京子さん

- 受付は地区別です。また、名簿は住所別になっていて、*印のついているのは欠席の方。
- 住所と名前をお聞きして、No.を調べて「封筒に入ったリボン」「^{しょうし}頌詞入りの角筒」「しおり」を渡します。
- 「リボン」は地域婦人連絡協議会の方々が付けてくれます。「封筒」は記念写真撮影時に写真屋さんへ渡してもらいますが、写真を撮らない方の封筒はいりません。
- 欠席された方には「^{しょうし}頌詞入りの角筒」「しおり」「記念品(虎屋のお菓子)」を届けてください。
- 「記念品」は欠席された方のみです。

欠席者にはない!!

南方地区 区分 かわるの

◎新年度各地区役員選出について

各地区の総会において役員が決定したら、事務局にFAXをお願いします。

市公連事務局 TEL/FAX 31-1732

◎定期総会について

平成24年5月26日(土曜日)午後1時~ 加チャプザのべおか ハーモニーホール

新理事 12:00集合 11:00

司会:植永さん
議長:110さん

◎新任館長研修会の日程変更について

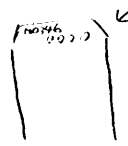
平成24年6月30日(土曜日)に変更になりました。石研

兼区長研修会 13:00~ 区長研修会 14:30
14:30~ 館長研修会 16:00頃

◎その他

・次回の日程について 5/24(木) 10:00~ しおり

6/21(木) 10:00 理事会



memo

4/20 研修 東海地区公連の交流会がある。3=2R 出席者は地区会長から出席可。

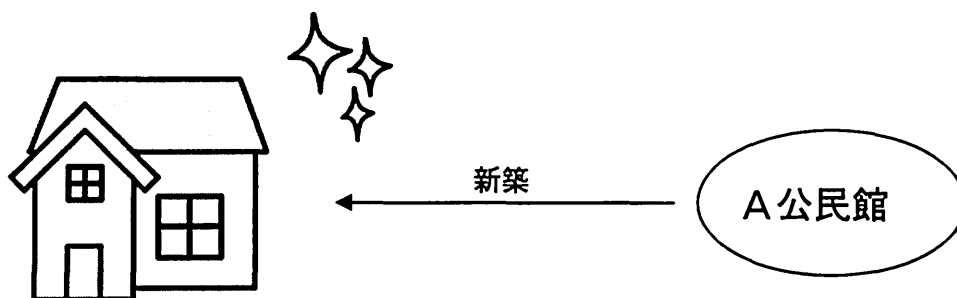
か=井は 4/12

定例ポイント... 100Get... 佐又市... 市民団...

自治公民館建設費補助金制度の改正について

補助対象事業	事業費の制限	補助率	補助限度額（円）
①公民館の新築	1件 200万円以上が対象	30%	5,000,000円
②公民館の改築	1件 200万円以上が対象	30%	5,000,000円
③公民館の買収	1件 200万円以上が対象	30%	5,000,000円
④公民館の増築	1件 50万円以上が対象	30%	1,500,000円
⑤公民館の改修	1件 50万円以上が対象	30%	1,000,000円
⑥公民館の緊急用放送設備の設置	1件 20万円以上が対象	30%	500,000円

<従来の補助内容>

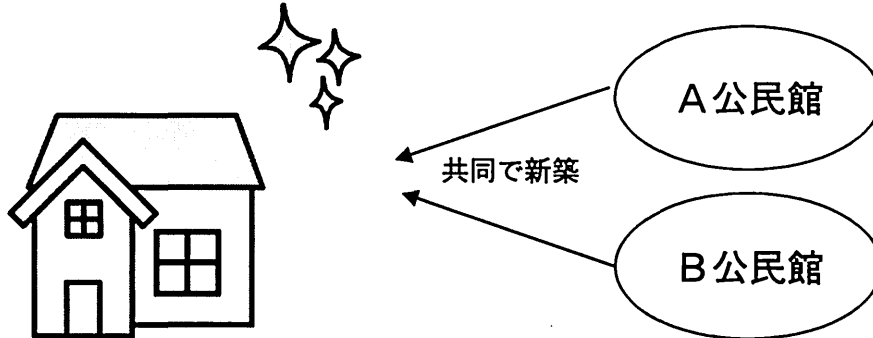


工事代金の30%（上限500万円）を補助

<変更後>

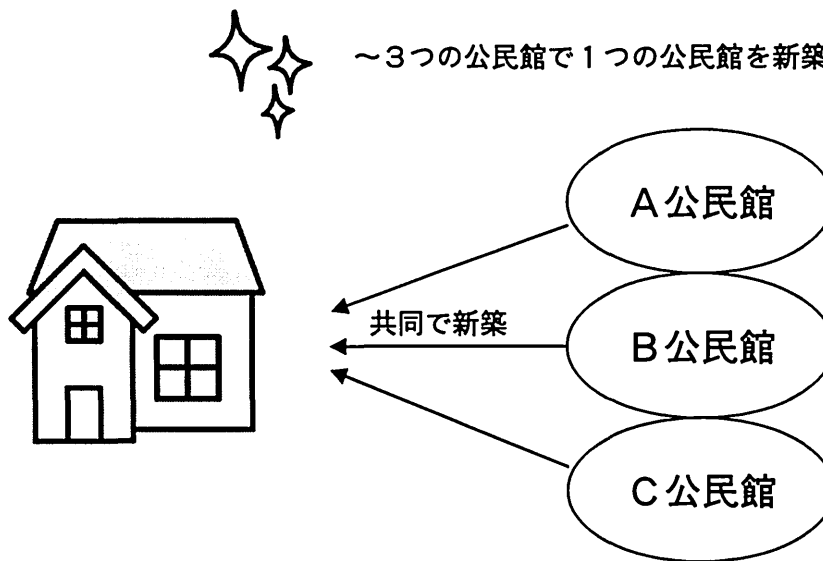
複数の公民館が共同で1つの公民館を新築する場合も、それぞれに補助金を支出する

～2つの公民館で1つの公民館を新築する場合～



A 公民館が支払う工事代金の 30% (上限 500 万円)
B 公民館が支払う工事代金の 30% (上限 500 万円) } ただし、2つの合計の
上限は 800 万円

～3つの公民館で1つの公民館を新築する場合～



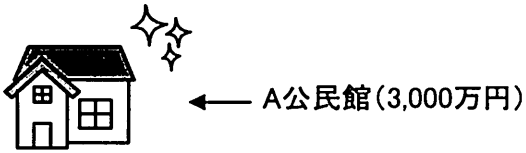
A 公民館が支払う工事代金の 30% (上限 500 万円)
B 公民館が支払う工事代金の 30% (上限 500 万円)
C 公民館が支払う工事代金の 30% (上限 500 万円) } ただし、3つの合計の
上限は 1,050 万円

以降、共同する公民館が1つ増えるごとに、合計上限は 250 万円ずつ増額とする。

(例) 4 公民館で新築する場合…1,050 万円 + 250 万円 = 1,300 万円

5 公民館で新築する場合…1,300 万円 + 250 万円 = 1,550 万円

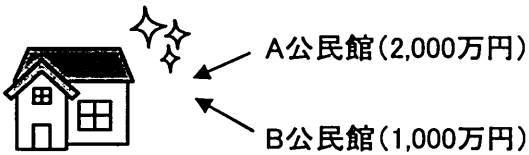
例1) A公民館が、3,000万円 で公民館を新築する場合



	公民館負担額	市補助金	計
A	2,500万	500万	3,000万

A $3,000万 \times 30\% = 900万 \ni \underline{500万}$

例2) A公民館が、2,000万円、B公民館が1,000万円 で公民館を新築する場合

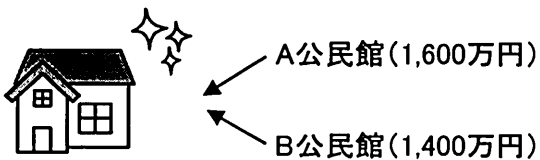


	公民館負担額	市補助金	計
A	1,500万	500万	2,000万
B	700万	300万	1,000万
計		800万	3,000万

A $2,000万 \times 30\% = 600万 \ni \underline{500万}$

B $1,000万 \times 30\% = \underline{300万}$

例3) A公民館が、1,600万円、B公民館が1,400万円 で公民館を新築する場合



	公民館負担額	市補助金	計
A	1173.4万	426.6万	1,600万
B	1026.7万	373.3万	1,400万
計		799.9万	3,000万

合計が800万を超えたので按分する

$$\left. \begin{array}{l} A \quad 1,600万 \times 30\% = 480万 \\ B \quad 1,400万 \times 30\% = 420万 \end{array} \right\} 900万 \Rightarrow \begin{array}{l} 4,266,666円 \ni \underline{4,266,000円} \\ 3,733,333円 \ni \underline{3,733,000円} \end{array}$$

前回の2月の理事会で、建設補助金の改正案について穴井課長から説明をさせてもらった。その後、正式に決まったので、改正した点について説明をさせていただく。

まず、1ページの表を。

現在の補助内容はこの表のとおり。

新築の場合は、工事費が200万円以上のものが対象で、工事費の30%の補助金。ただし、上限は500万。

今回、改正した部分は、この新築の部分。

下の図にあるように、これまでは、1つの公民館に対して、1つの補助金、という考え方だった。

しかし、2ページのように

複数の公民館と一緒に1つの公民館を新築する時も、それぞれに補助金を支出する、というのが、今回の改正内容。

例えば、上の図

AとBと一緒に建てる場合、それぞれの30%を補助する。

ただし、1館あたりの上限は、今までどおり、500万まで。2つの合計は800万まで。

具体的な例は、あとで説明する。

次に下の図

3つの公民館で、1つの公民館を新築する場合は、3つあわせて1,050万まで補助する。

では、具体的に。

例1

例2

例3

※11月3日(木)文化の日で祭日、